

内閣府告示第百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年四月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都世田谷区
- 三 構造改革特別区域の名称 NPO等移送協働特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都世田谷区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年四月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大和市
- 三 構造改革特別区域の名称 みんなで進める地域福祉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大和市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年四月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県南佐久郡小海町
- 三 構造改革特別区域の名称 小海町福祉輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県南佐久郡小海町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二二六））

内閣府告示第百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十月五日内閣府告示第百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年四月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県飯南郡飯高町
- 三 構造改革特別区域の名称 飯高町NPO福祉移送サービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三重県飯南郡飯高町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年四月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 枚方市
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉移送サービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 枚方市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十月五日内閣府告示第百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年四月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 玉名市
- 三 構造改革特別区域の名称 玉名市福祉輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 玉名市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年四月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県、宇土市並びに熊本県宇土郡三角町及び不知火町並びに下益城郡城南町、富含町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉コミュニティ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宇土市並びに熊本県宇土郡三角町及び不知火町並びに下益城郡城南町、富含町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。 ) 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(九〇六)及びNPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業(一一〇六(一一二六))



